岩手県森林審議会

松くい虫対策部会の審議結果について

岩手県森林審議会松くい虫対策部会

令和2年度森林審議会松くい虫対策部会

- 1 審議期日 令和2年2月12日(水)15時00分~16時30分
- 2 場所 盛岡市中央通 1-1-38 エスポワールいわて 3 階 特別ホール
- 3 部会委員 部会長 梶本 卓也 委員 上田 吹黄 委員 佐藤 元幸 委員 年塚 さや香 委員 橋浦 律子 以上5名出席
- 4 審議事項 高度公益機能森林等の区域の変更
- 5 審議結果適当と認める

高度公益機能森林等の区域の変更

1 高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域

松くい虫等を防除し又はそのまん延を防止することにより、森林資源として重要な特定森林を保護し、及びその有する機能を確保するため、森林病害虫等防除法第7条の5に基づき、都道府県が指定する区域。(別紙「松くい虫対策対象松林について」を参照)

2 変更の内容

- (1) 盛岡市について、被害が拡大し松林として保全が困難になった一部の高度公益機能森林を被害拡大防止森林に変更し、樹種転換を推進するもの。
- (2) 紫波町について、被害が拡大し松林として保全が困難になった一部の高度公益機能森林を被害拡大防止森林に変更し、樹種転換を推進するもの。
- (3) 花巻市石鳥谷地域について、森林外に転用された区域を高度公益機能森林から0.37haを削除するもの。
- (4) 一関市大東地域について、被害が拡大し松林として保全が困難になった一部の高度公益機能森林を被害拡大防止森林に変更し樹種転換を推進するもの。
- (5) 大船渡市について、東日本大震災津波からの復興関連事業等により森林外に転用された区域にあった高度公益機能森林の1.24ha、被害拡大防止森林の3.48haを削除するもの。
- (6) 陸前高田市について、東日本大震災津波からの復興関連事業等により森林外に転用された区域にあった高度公益機能森林の0.45ha、被害拡大防止森林の42.72haを削除するもの。

3 高度公益機能森林等の区域の変更

市町村別の区域変更

市町村	高度公益機能森林(ha)		被害拡大防止森林(ha)				
	変更前	変更後	増減	変更前	変更後	増減	
	盛岡市	2, 200	2, 183	-17	326	344	17
	滝沢市	128	128	0	137	137	0
	岩手町	9	9	0	124	124	0
	矢巾町	45	45	0	45	45	0
	紫波町	316	315	-2	509	510	2
	雫石町	11	11	0	168	168	0
	花巻市	273	272	-0	220	220	0
	花巻地域	195	195	0	17	17	0
内	大迫地域	16	16	0	24	24	0
訳	石鳥谷地域	43	43	-0	24	24	0
	東和地域	19	19	0	155	155	0
	北上市	117	117	0	35	35	0
	奥州市	1, 154	1, 154	0	663	663	0
\sim	水沢地域	78	78	0	36	36	0
内	江刺地域	464	464	0	188	188	0
÷π	前沢地域	28	28	0	13	13	0
訳	胆沢地域	34	34	0	173	173	0
	衣川地域	550	550	0	253	253	0
	金ケ崎町	298	298	0	23	23	0
	遠野市	3, 340	3, 340	0	723	723	0
	一関市	2, 136	2, 134	-2	281	283	2
	一関地域	229	229	0	18	18	0
	花泉地域	150	150	0	52	52	0
内	大東地域	969	966	-2	92	94	2
	千厩地域	67	67	0	6	6	0
訳	東山地域	213	213	0	8	8	0
11/1	室根地域	295	295	0	44	44	0
	川崎地域	46	46	0	16	16	0
	藤沢地域	168	168	0	44	44	0
	平泉町	48	48	0	19	19	0
17	大船渡市	47	46	-1	65	62	-3
Ş	全前高田市	38	37	-0	208	165	-43
	住田町	24	24	0	183	183	
	計	10, 185	10, 161	-23	3, 729	3, 704	-25
	備考		(内訳) 減	23 ha		(内訳) 減	25 ha

注 単位未満を四捨五入しているため、各数値の積み上げと増減、合計は必ずしも一致しない。

松くい虫対策対象松林について

高度公益機能森林(A)

高度公益機能森林は、<u>以下の要件を持つ特定森林</u>(松くい虫対策では、松林)の中から民有林について県が指定する。

- 1 保安林に指定された松林
- 2 災害の防止、水源のかん養、環境の保全について高い公益的機能を有し、松以外ではその 機能を確保することが困難なもの(景勝地、せき悪地帯の松林等の他の樹種では、その機能 を確保することが困難で、かつ将来にわたって、保全していく必要があるもの)

被害拡大防止森林(B)

被害拡大防止森林は、松くい虫の被害対策を緊急に行わなければ、その被害が、高度公益機能森林に著しく拡大すると認められる松林で、民有林について県が指定する。

具体的には、<u>高度公益機能森林の周辺部</u>にあって、その被害程度、立地条件等からみて、高度公益機能森林の効果的な保全のため一体として対策を講ずる必要があると認められるもの。

地区実施計画対象森林

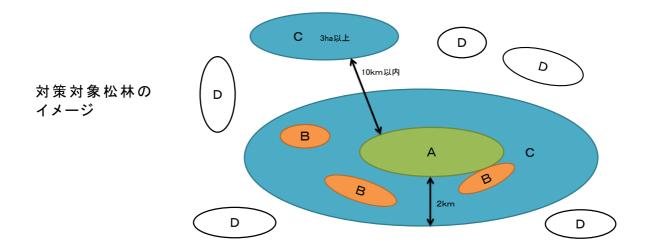
高度公益機能森林及び被害拡大防止森林以外で、以下の基準に適合する松林について、<u>市町</u>村が定める。

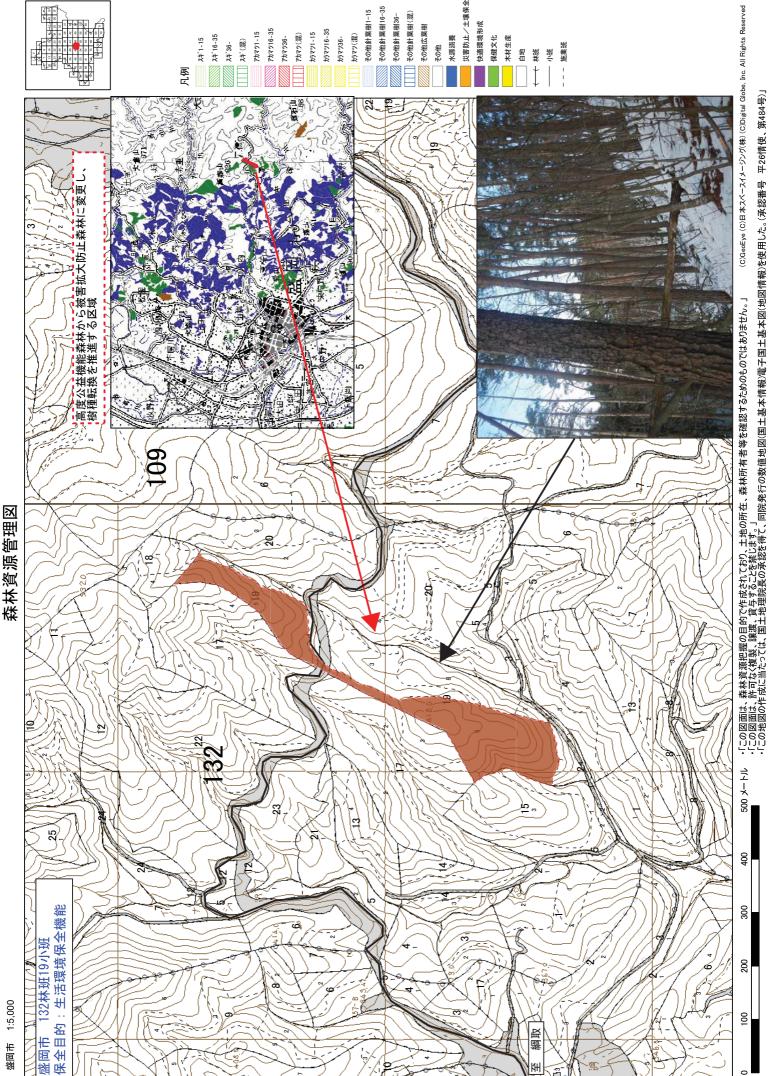
1 地区保全森林(C)

地区実施計画対象森林のうち、高度公益機能森林の周辺(概ね 2km 以内)に位置する松林 又は高度公益機能森林の周辺 10km 以内に位置し概ね 3ha の団地を形成している松林で、松 林として保全を図りながら高度公益機能森林への被害拡大を防止していく松林を対象とす る。

2 地区被害拡大防止森林(D)

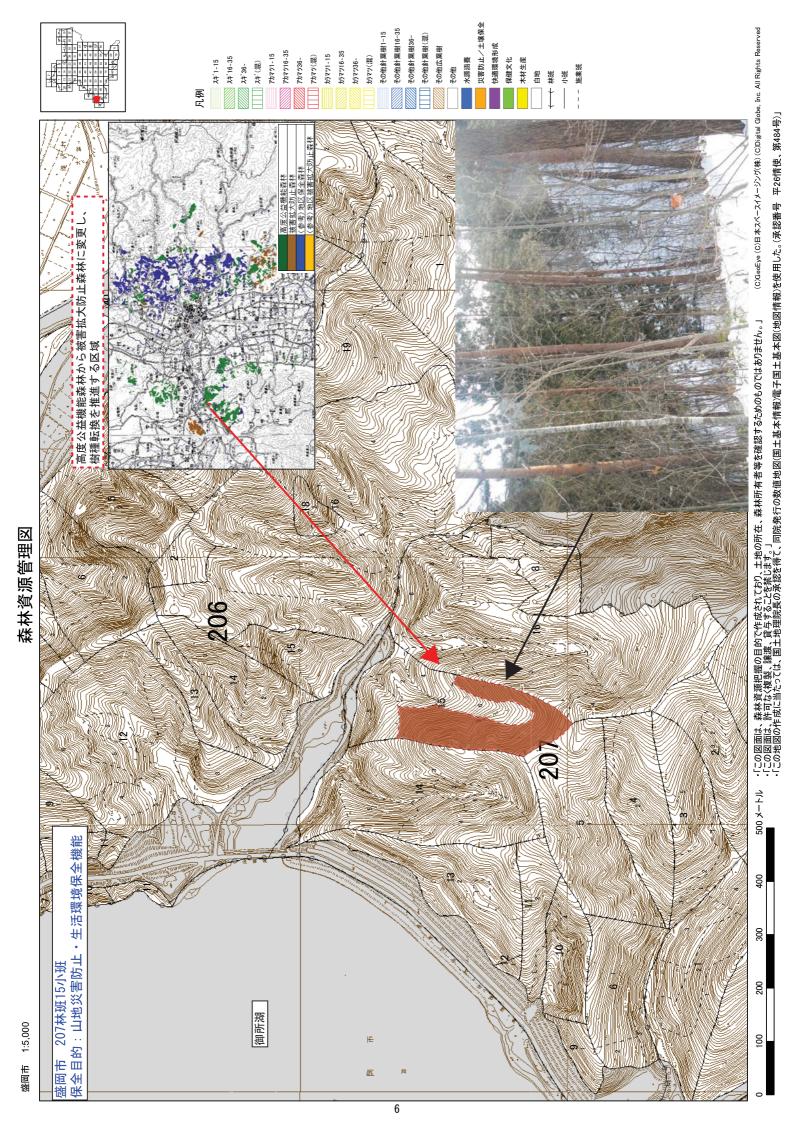
地区実施計画森林のうち、上記の地区保全森林以外のもの。

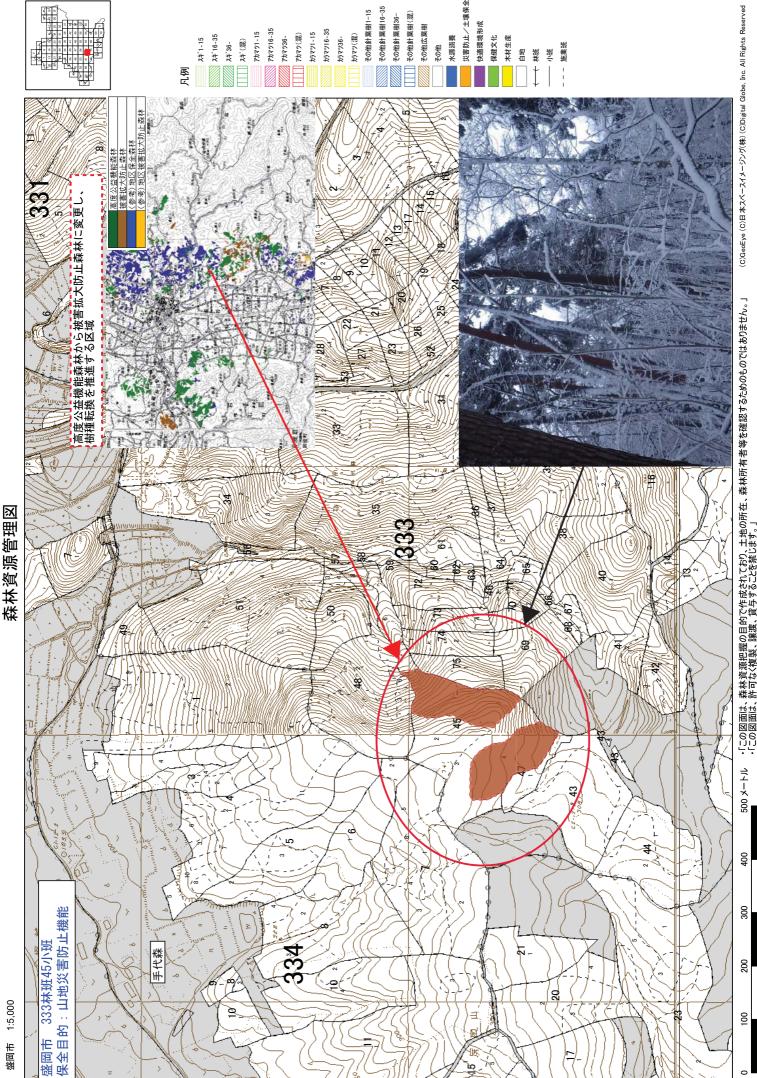




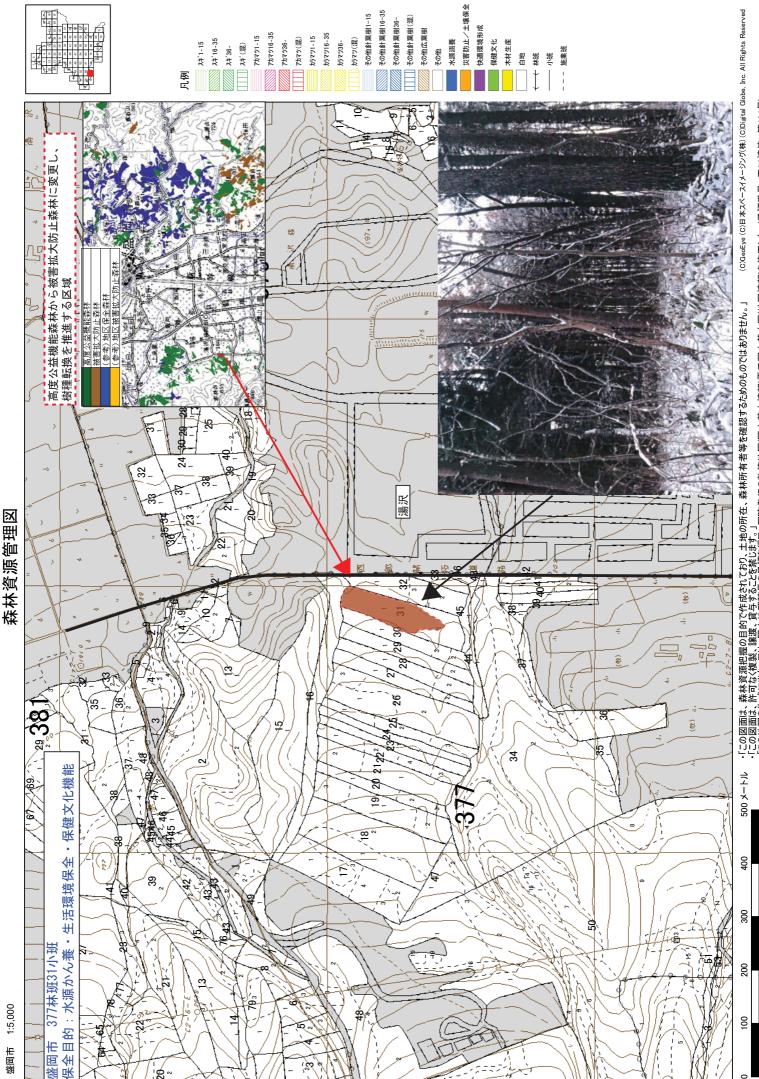
・「この図面は、森林資源把握の目的で作成されており、土地の所在、森林所有者等を確認するためのものではありません。」 (C)GeoEye (C)日本スペースイメージン(株) (C)Digital Glob ・「この図面は、許可な〈複製、譲渡、貸与することを禁じます。」 ・「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図(国土基本情報)電子国土基本図(地図情報)を使用した。(承認番号 平26情使、第484号)」

5

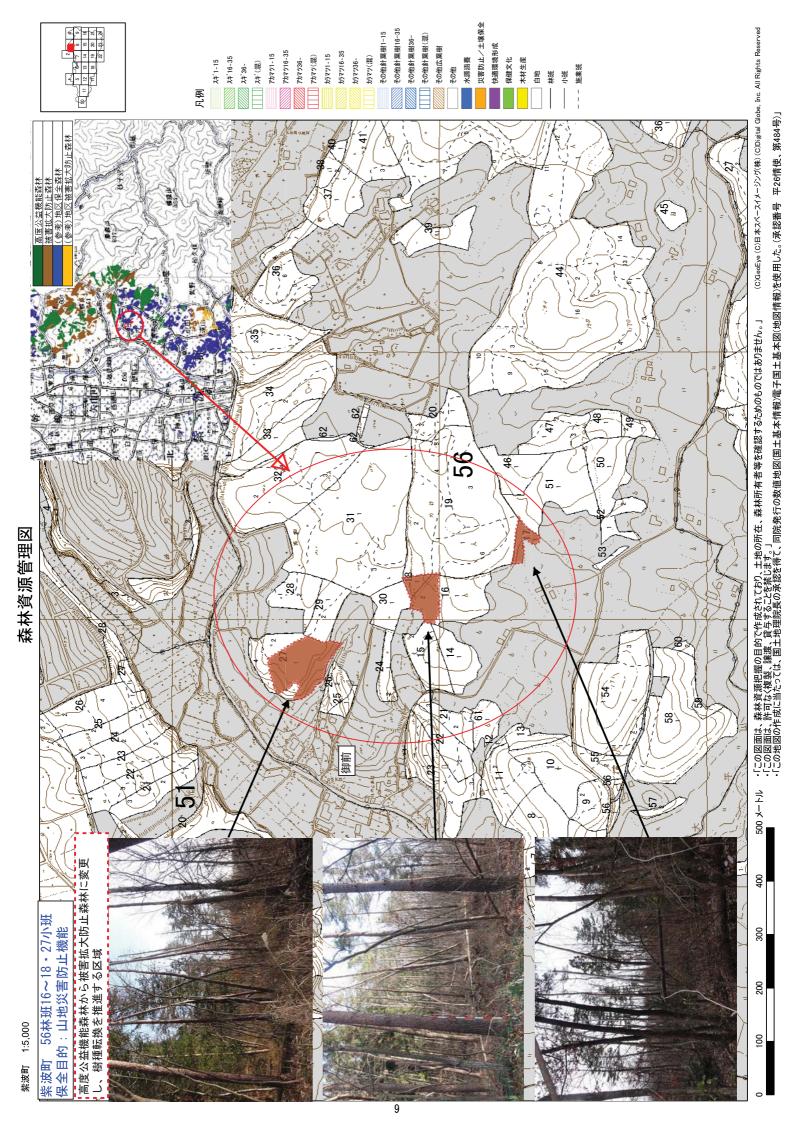


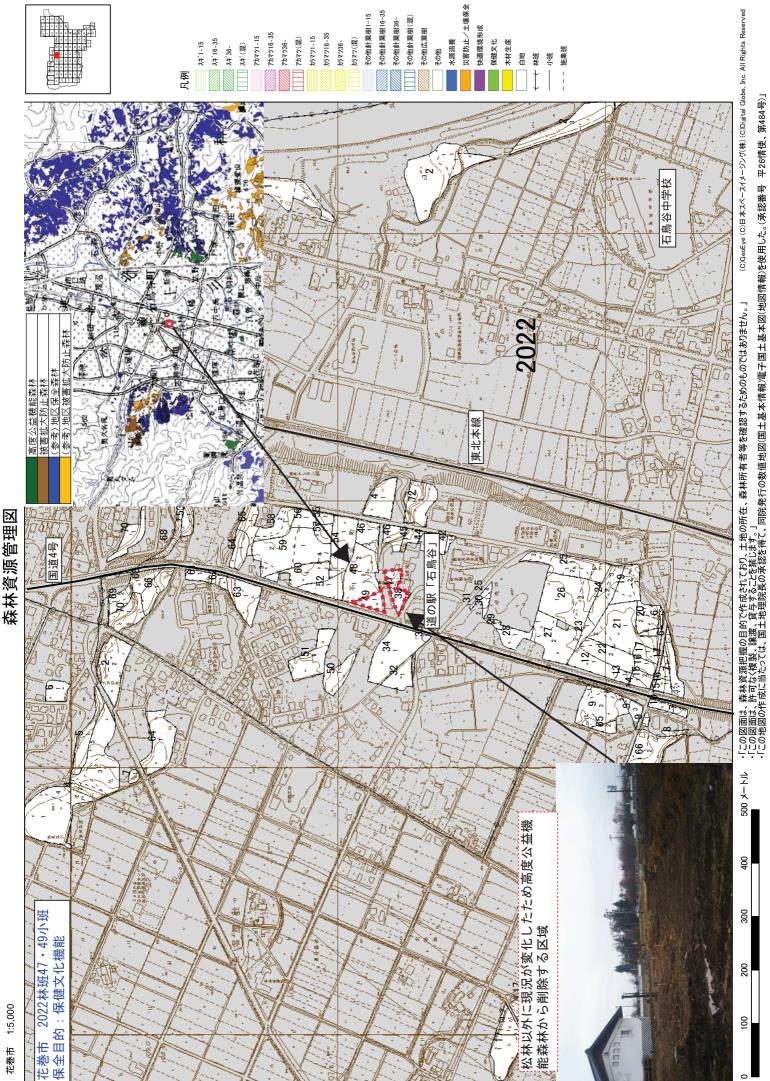


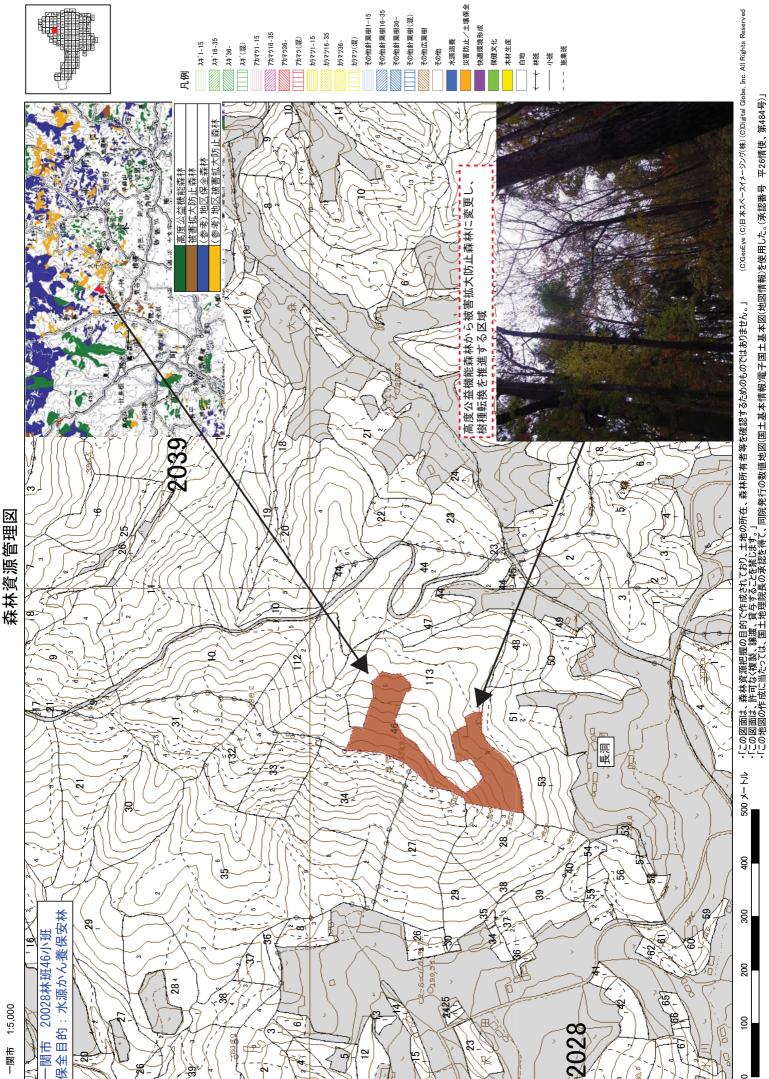
・「この図面は、森林資源把握の目的で作成されており、土地の所在、森林所有者等を確認するためのものではありません。」 (C)GeoEye (C)日本スペースイメージング(株) (C)Digital Glob ・「この図面は、許可な〈複製、譲渡、貸与することを禁じます。」 ・「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図(国土基本情報)電子国土基本図(地図情報)を使用した。(承認番号 平26情使、第484号)」

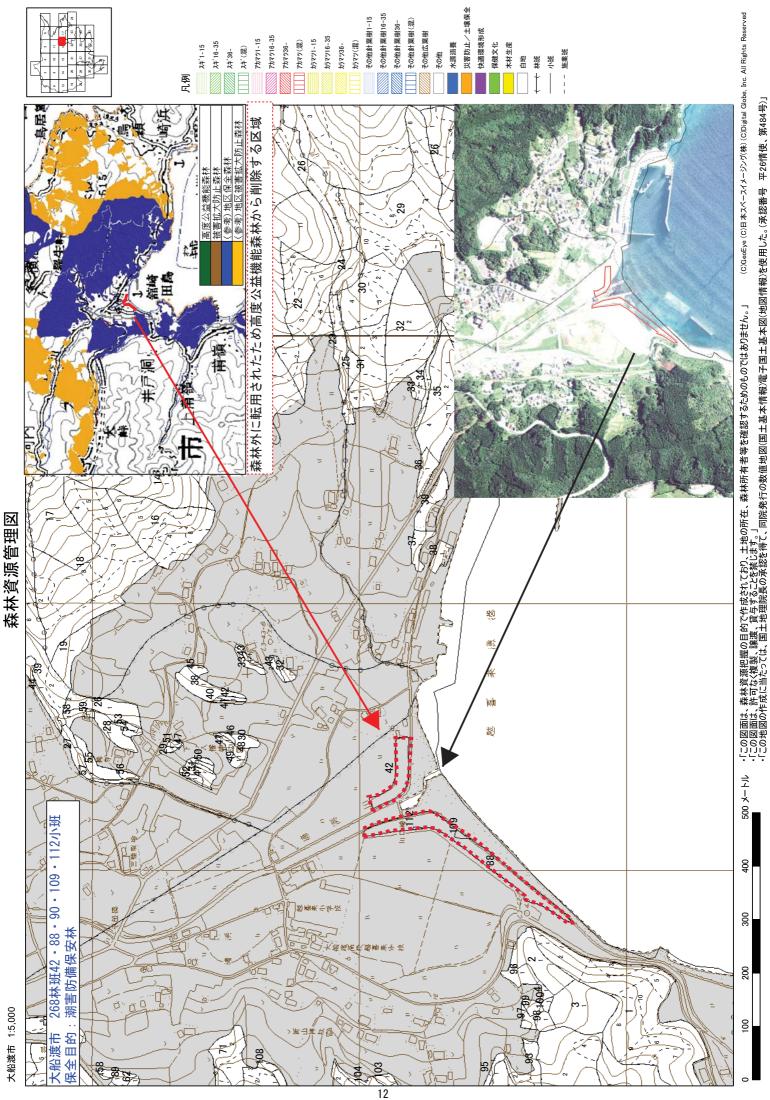


・「この図面は、森林資源把握の目的で作成されており、土地の所在、森林所有者等を確認するためのものではありません。」 (C)GeoEye (C)日本スペースイメージング(株) (C)Digital Glot ・「この図面は、許可なく複製、譲渡、貸与することを禁じます。」 ・「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図(国土基本情報)電子国土基本図(地図情報)を使用した。(承認番号 平26情使、第484号)」









13

